



月刊税理士事務所チャンネル

2020
6
No.466

シリーズ企画

消費税インボイス制度への事前対策……………2

事務所訪問

久保且佳税理士事務所……………6

業界ウォッチャーのトレンド情報NOW……………9

我が事務所の顧問先紹介

株式会社ノラワークスジャパン……………10

エヌエヌ生命の商品を活用した
顧問先のリスクマネジメント強化……………13

ミロク会計人会からのお知らせ
& MJSからのお知らせ……………14

ミロクシステムQ&A
『かんたんクラウド』……………15

会計人のリレーエッセイ
北海道ミロク会計人会 栗橋 徳一……………19

消費税インボイス制度への 事前対策

2023年に「インボイス制度」が導入される予定です。

そこで今回は、本制度の概要をあらためて解説するとともに、
今後準備すべきことも併せてご紹介します。

1. インボイス制度の概要

(1) 「区分記載請求書等保存方式」から 「適格請求書等保存方式」へ

2019年10月1日から「区分記載
請求書等保存方式」が実施されていま
すが、いよいよ2023年10月1日か
らは「適格請求書等保存方式」（いわ
ゆる「インボイス制度」）が導入され、
「適格請求書等（適格請求書又は適格簡
易請求書）」の保存が、仕入税額控除の
要件となります（図1）。

(2) 適格請求書発行事業者登録制度

① 適格請求書発行事業者の申請

適格請求書等の交付をしようとする
事業者（免税事業者を除く）は、一定
の事項を記載した「適格請求書発行事
業者の登録申請書」を税務署長に提出

し、税務署長の登録を受けることがで
きます（消法57の2①、〔図2〕参照）。

この登録を受けた事業者を「適格請
求書発行事業者」といいます（消法2
①七の二）。

② 適格請求書発行事業者の審査・公表
税務署長は、登録申請書の提出を受
けた場合には、遅滞なく、これを審査
し、登録の拒否をする場合を除き、適
格請求書発行事業者の登録をしなければ
なりません（消法57の2③）。

この登録は、適格請求書発行事業者
登録簿に次のイ～ニの事項を記載して
行い、税務署長は適格請求書発行事業
者登録簿に記載された事項をインター
ネットを通じて速やかに公表します
（消法57の2④、消令70の5）。

イ 氏名又は名称
ロ 登録番号（図3）



ながの まさし
長野 匡司 氏

長野匡司税理士事務所 所長

1983年、税理士試験合格。84年に
坂内直治税理士事務所（現 税理
士法人中央税経センター）に入所
し、2004年に長野匡司税理士事務
所を開業。現在、日本税務会計学
会法律部門委員、MJS税経システ
ム研究所 客員研究員。主な著書
は『法人税申告の実務全書』（共著、
日本実業出版社）他。

ハ 登録年月日

ニ 法人（人格のない社団等を除き
ます。）の場合、本店又は主たる
事務所の所在地

(3) 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者は、課税資産
の譲渡等を行った場合に、他の課税事
業者から「適格請求書等」の交付を求
められたときは、これを交付しなけれ
ばなりません（消法57の4①）。

(4) 仕入税額控除の要件の見直し

① 原則

インボイス制度導入後は、原則とし
て「一定の事項が記載された帳簿」及
び「適格請求書発行事業者から交付を
受けた適格請求書等」の保存が、仕入
税額控除の要件となります（消法30①

図1 請求書等の方式

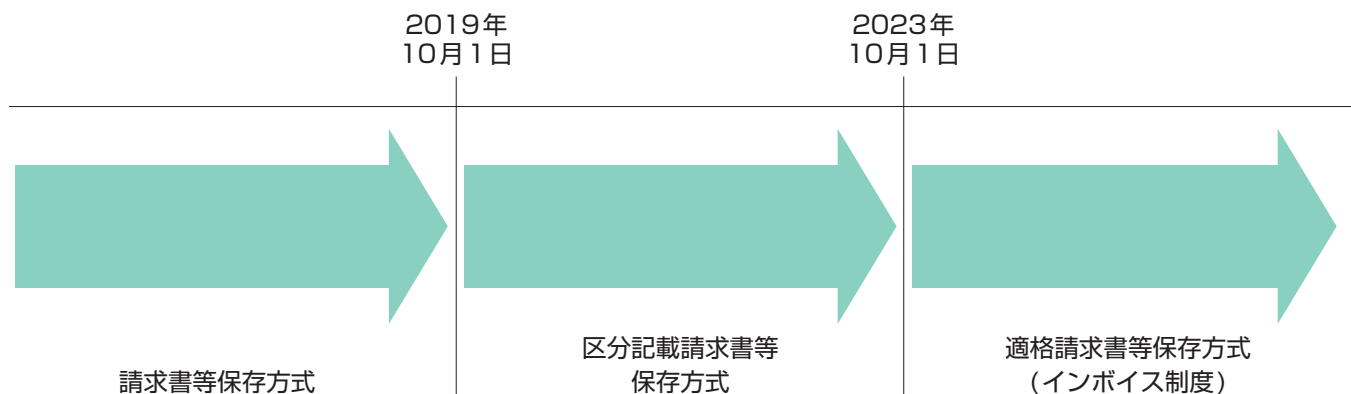


図2 適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ

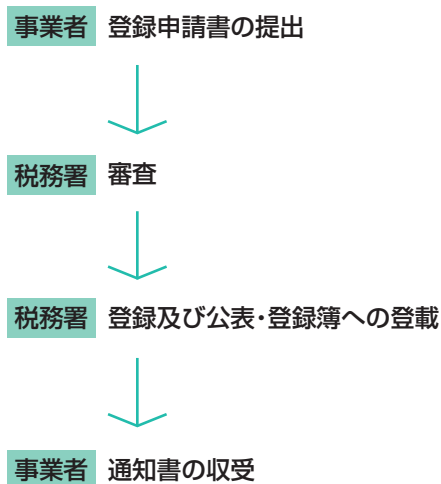


図3 登録番号(インボイス通達2-3)

区分	法人番号を有する 課税事業者	その他の課税事業者 (個人事業者、人格のない社団等)
登録番号	T + 法人番号(13桁)	T + 13桁の数字 ^(注)
具体例	T1234567890123	
(注)マイナンバー（個人番号）を用いず、法人番号とも重複しない番号とする		

⑦。
② 帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引
次頁の図4に掲げる課税仕入れについては、その課税仕入れを行った事業者において適格請求書等の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除します(消令49①、消規15の4、26の6)。

(5) 税額計算の方法
売上税額の計算方法は、原則として「割戻し計算」によりますが、交付した適格請求書等の写しを保存している場合には、「積上げ計算」によることもできます(消法45①⑤)。

仕入税額の計算方法は、原則として「積上げ計算」によりますが、「割戻し計算」によることもできます。この「積上げ計算」には、「請求書等積上げ方式」と「帳簿積上げ方式」があり、この2つの方式を併用することもできます(消法30①、消令46、インボイス通達4-3)。

なお、売上税額の計算につき「積上げ計算」の適用を受けている事業者については、端数処理による益税を防止するため、仕入税額の「割戻し計算」の適用はできません(図5)。

2. 免税事業者をめぐるインボイス制度の注意点

(1) 基本的な考え方

免税事業者等(注)は、適格請求書等を発行できません。従って、課税事業者が、免税事業者等から行った課税仕入れについては、原則として仕入税額控除できません。

そのため、免税事業者等は、仕入れに消費税が課されていても、売上げに消費税を上乗せしにくくなり、取引から排除される可能性があります。

(注) 免税事業者等には、免税事業者のほか、適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者を含みます(図6)。

図4 帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引

項目
イ 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(税込価額3万円未満のものに限ります)
ロ 適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
ハ 古物営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
ニ 質屋を営む者が適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
ホ 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
ヘ 再生資源及び再生部品を購入する事業者が適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入
ト 自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等(税込価額3万円未満のものに限ります)
チ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります)
リ 従業員等に支給する通常必要であると認められる出張旅費、宿泊費及び日当
ヌ 従業員等に支給する通常必要であると認められる通勤手当
(注)課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる現行の措置については、廃止します。

図5 割戻し計算と積上げ計算の適用関係

売上税額	仕入税額
「割戻し計算」を選択	「割戻し計算」と「積上げ計算」から選択可
「積上げ計算」を選択	「積上げ計算」のみ

図6 適格請求書等を発行できる事業者

事業者の区分		適格請求書等発行の可否
課税事業者	適格請求書発行事業者	発行できる
	免税事業者等	発行できない
免税事業者		

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置
①インボイス制度導入後3年間の経過措置
課税事業者が、2023年10月1日から2026年9月30日までの間に国内において免税事業者等から行った課税仕入れについては、課税仕入れに係る消費税相当額に80%を乗じた額を仕入税額控除します(2016年改正法

附則52①、〔図7〕参照。
②上記①の措置後3年間の経過措置
課税事業者が、2026年10月1日から2029年9月30日までの間に国内において免税事業者等から行った課税仕入れについては、課税仕入れに係る消費税相当額に50%を乗じた額を仕入税額控除します(2016年改正法附則53①)。

(3) 基準期間の課税売上高が1000万円以下となった適格請求書発行事業者
適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が1000万円以下となった場合でも、免税事業者となりません(消法9①、57②、インボイス通達215)。

適格請求書発行事業者が免税事業者となるためには、免税事業者の適用を受ける課税期間の前課税期間の末日から起算して30日前の日の前日までに、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を税務署長に提出しなければなりません(消法57の2⑩、〔図8〕参照)。

期限までにこの届出書を提出しない場合には、課税事業者のままです。免税事業者だったら、消費税を納付する必要がなかったとして、会計事務所が

図7 免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除

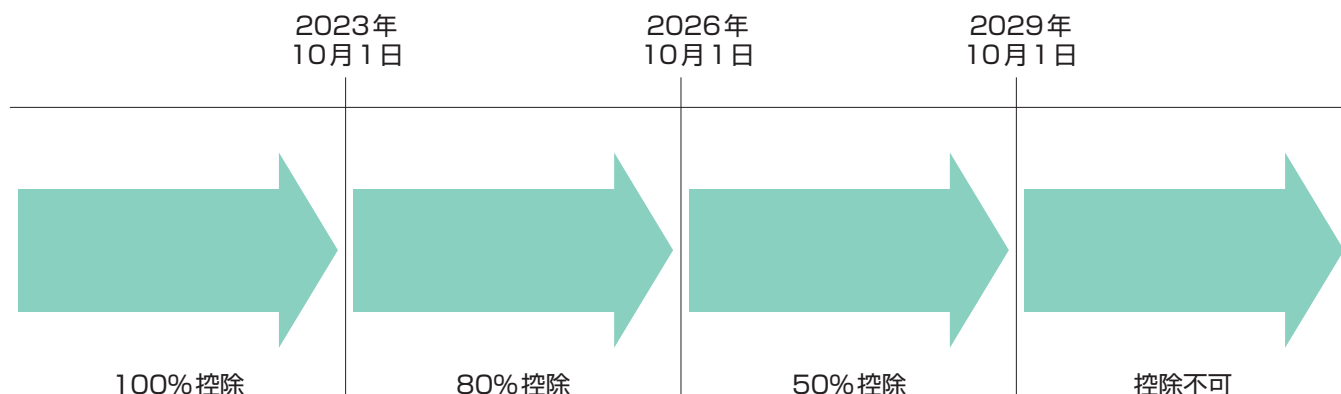


図8 適格請求書発行事業者の登録の失効

要件	登録の失効日
「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出した場合	課税期間の末日から起算して30日前の日の前日までに提出 提出日の課税期間の末日の翌日
	課税期間の末日から起算して30日前の日以後に提出 提出日の課税期間の翌課税期間の末日の翌日
事業を廃止した場合	廃止した日の翌日
合併により消滅した場合	合併により消滅した日

関与先から損害賠償請求されることも考えられます。

従って、課税売上高が1000万円以下となった場合には、「適格請求書発行事業者」として課税事業者のままでいるか、「適格請求書等を発行できない免税事業者」となるか、どちらにするかを早めに関与先と打ち合わせをする必要があります。

3. インボイス制度導入に向けて準備しておくこと

(1) 適格請求書等へのシステム対応
適格請求書等には、現行の区分記載請求書等の記載事項に、さらに次のイ・ロの事項が加えられます。

イ 登録番号

ロ 税率ごとに区分した消費税額等
適格請求書等の発行に対応したシステム改修を行い、適格請求書の記載事項のうち、登録番号を記載しないで作成した請求書等は、区分記載請求書等として取り扱います。従って、システム改修を3年後といわずに、早めに行いましょう（インボイスQ&A問34）。

(2) 2023年10月1日を

登録日とする場合

2023年10月1日に「適格請求書

発行事業者」の登録を受けようとする事業者は、同年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署長に提出しなければなりません（2016年改正法附則44①）。

なお、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下である事業者（免税事業者）が、「適格請求書発行事業者」の登録を受けようとする場合には、2023年3月31日までに登録申請書を提出することにより、同年10月1日から課税事業者となり、適格請求書を交付することができます。

登録申請書は、2021年10月1日から受け付けますので、早めに提出しましょう（2016年改正法附則1八）。

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で

2,000円分を
プレゼント!



QRコードからアクセスし、
ぜひお答えください!



事務所統合を経て規模拡大 新体制構築と業務品質向上に取り組む

十勝平野の中央部に位置する北海道帯広市の久保且佳税理士事務所。他事務所との統合を経て規模を拡大してから約1年半、所長の久保 且佳先生は所内のコミュニケーションや交流を活発化したり、ミロク会計人会の情報ネットワーク委員会で得た知見を基に業務効率化を図ったりと、新たな体制構築に奮闘中です。これまでの歩みと今後の展望を伺いました。

※取材時期は2020年1月です

2度にわたって事業の 引き継ぎを経験

——久保先生はこれまでに事務所の事業承継と他事務所との統合の両方を当事者として経験されました。まず、そのあたりの経緯や背景をお聞かせください。

久保 且佳所長（以下、敬称略） 私は東京の大学を卒業した後、故郷の帯広に帰ってきて5年ほどは地場の建設会社で働いたのですが、税理士資格は既に取得していたので「いつかは税理士として独立を」と考えていました。そんな中、勤め先の社長が後継者不在で困っている地元の会計事務所を紹介してくれたのです。その事務所に転職

し、3年後には代表を引き継ぎました。会計事務所の事業承継といえば後継者が親族というパターンが多く、外部人材が引き継ぐ場合にはうまくマッチングできるかどうか課題になりますが、その点に関しては紹介者の建設会社の社長が仲介役として間に立ってくれたおかげでスムーズに事が運びました。その後、徐々に職員を増やした。2006年には新しい社屋も建てることができました。

——それから10数年後、再び別の事務所を統合する話が舞い込んできたのですね。

久保 18年にある老舗事務所から「所内に他に資格者がおらず、後継者のあてもないので、顧問先ともども引き受

事務所 訪問

久保且佳税理士事務所

所在地 北海道帯広市西5条南
13丁目20番地 STビル2階
TEL 0155-24-5572
設立 1989年
職員数 14名



けてくれないか」と相談を受けたのがきっかけです。思いもよらない話でした。私自身は新社屋も建てたことだし、所員5名の規模でこのままやっていくと考えていたところだったのですから。しかも、先方は所員7名と当方より多く、その全員が年上なのでかなり迷いました。それでも、規模拡大で新たなスタートが切れるめったにない機会だと思い、挑戦することを決意したのです。元の事務所に私のブレーンとしてしっかり脇を固めてくれている頼もしい若手があり、「規模が拡大しても彼らが中心となって事務所を支えてくれるはずだ」という思いもありました。

新体制になつていかに 一体感を醸成するか

——統合後の事務所の体制や陣容を教えてください。

久保 職員は全部で14名、新たに加わった事務所は年齢層が高めだったので、結果として10代から70代まで全ての年代が揃いました。拠点は立地の良い先方の事務所に移したのですが、「2事務所とも同じスタートラインで心機一転、一体となつてがんばろう」という意識を共有するため、そこにもともとあった古い機械や調度類は全て新しいものに入れ替えました。

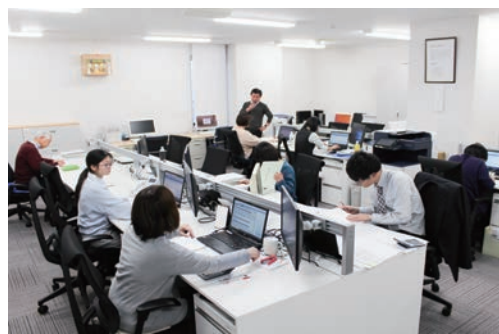
——職員の方たち同士のやりとりについては、どのような感じになつていますか。

久保 私たちは以前から事務所内での研修や朝礼などさまざまなノウハウや顧問先支援の考え方、お互いの業務状況などを共有するよう努めてきたので、その延長線上で所内のコミュニケーションを密にしていきたいと考えています。3カ月に1回、全員の席替えを行っているのも、交流を活性化させるための工夫の一つです。

——先方の事務所が長年お付き合いしてきた顧問先への対応はどのようにしていますか。

久保 自計化など新たなメリットを積極的に伝えようとするとともに、急激な変化にならないよう、あくまでもこれまで通りの支援を基盤に置くよう心掛けています。昨年には、まず合併後の新代表である私の顔を覚えてもらう意味合いも込めて、顧問先向けに消費増税に関するセミナーを開いたりもしました。

——ところで、久保先生はミロク会計人会の情報ネットワーク委員会に長らく参加してくださっていますね。所内での情報共有やコミュニケーション促進のためのIT活用についてはいかがですか。



事務所統合の際に内装を一新したオフィス

久保 これこれ約20年、情報ネットワーク委員会に参加してきました。全国各地の事務所の最新事例に触れたり、新しい技術を研究するといった機会が多かったおかげで、会議室に大きなモニターを設置してオンデマンド研修を行ったり、各自のデスクにデュアルモニターを設置したり、ペーパーレスを推進したり、といったことにいち早く取り組んできました。職員のスケジュール管理についても、「いつ誰がどこで何をやっているか」をシステム上で共有できる体制で長らくやってきたので、合併時に加わった職員にも、そのあたりを共有してもらうようにしています。ただ、まだ統合から1年半しか経っておらず、正直なところどうやって一体感を醸成していくかを試行錯誤しています。

いる段階です。年齢層の高い職員が多くなった分、ITに関する知識やパソコン操作のスキルなども個人差があるので、無理のないよう徐々に進めています。

——会計ソフトの活用など、業務上のシステムについてはどのように統合を図っていますか。

久保 当事務所では長らくMJSの会計ソフトを活用してきましたが、先方の事務所では他社製品を使っていました。これをMJSのソフトに一本化するため、約1年かけてすべてのデータの変換を進めてきました。この1月末には、給与支払報告書や法定調書、償却資産税の申告業務で全件の移行が完了しました。ちなみにこのデータ変換については、「ACELINK NX-Pro」の「他社データ取込」機能を存分に活用、当初はMJS札幌支社の方に支援していただき、その後、事務所内の若手担当者がスムーズに移行、作業を完了することができました。

帯広の産業と事業者を 側面からサポート

——ところで、ここ帯広市の昨今の景況感はいかがですか。

久保 帯広市では現在、十勝ならではの食と農林漁業を柱とした産業振興に



ご自身の経験をもとに事業承継案件等に精力的に応じる
久保 且佳先生

力を入れており、十勝管内18町村とともに「フードバレーとかち」を旗印としたまちづくりを進めています。顧問先の中でも農業関係の法人が元気で、地場産業をしっかり支えてくれている印象です。もちろん、顧問先の業種は他にも地場の建設会社や病院、小売業者など様々で、20年以上にわたる長い付き合いの事業者もたくさんいます。

また、帯広市の経営者の特徴として、横のつながりが強く、お互い元気に切磋琢磨しているということが挙げられます。——ここ最近、顧問先からの相談内容としては、どんなものが多くなっていますか。

まずか。
久保 やはり事業承継や相続に関する相談が多いように思います。自分自身が事務所の事業承継と合併を乗り越えてきたので、この経験を大いに生かして、難しいポイントや注意点などをつかりアドバイスするよう心掛けています。

——最後に、今後の目標をお聞かせください。
久保 他事務所の事業を引き継いで職員も顧問先も大幅に増えてから1年半、引き続き全体的な業務効率化や顧問先支援の標準化を図っていきたくと考えています。また、東京の大学を卒業した息子が現在都内の監査法人に勤めており、公認会計士試験合格者です。これから先、東京で様々なネットワークを構築し、多くを学んでいくことと思っています。いずれは何らかの形で協力し合って新たな展開も考えたいですね。

——本日はありがとうございました。

——本日はありがとうございました。

History & Story 税理士までの歩み

久保先生は高校時代はテニスに没頭し、インターハイにも出場されたそうです。その後、東京の大学に通いつつ、将来のことを考えて専門学校で税理士資格取得に向けて勉学に励みましたが、在学中に父上が急逝。それでも母上の配慮で東京にとどまって必死で勉強し、卒業後しばらくして資格を取得してから実家に戻られたといえます。

帯広では一般企業での勤務を経験した後、地元の会計事務所へ。3年後には同事務所の代表になりました。そして2018年、縁あって後継者不在の老舗事務所の事業を引き継いで統合し、現在のスタッフ14名体制の事務所となりました。

業界ウオッチャーの トレンド情報 NOW

元税金専門紙・税理士業界紙の編集長である業界ウオッチャーが伝える、会計事務所業界関連の最新情報！旬な話題を読み、事務所経営や顧問先へのアドバイスにご活用ください。

国

税当局の事務年度は7月1日から翌年の6月30日まで。7月10日には、定期人事異動があります。

最近では、昔と違って税務調査の開始時期が早まり、人事異動後すぐ取り掛かります。本誌2020年2月号のこのコーナーでも紹介しましたが、人事異動前で調査担当者が決まっていなくても、納税者に「調査通知」だけ行われ、人事異動後、担当者が決まった段階で「事前通知」を行い、実地調査が行われることも少なくありません。

しかし、今年の税務調査は、例年とは少しばかり、異なることが予想されます。新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、調査体制が大きく変わることが考えられるからです。

File 10

新型コロナ感染拡大と 今後の税務調査

税務署は2グループ制に

確定申告の真つ最中だった3月4日、

大阪国税局・堺税務署の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明し、堺税務署における申告相談・総合窓口業務を一時中断しました。その後も、全国の税務署では、署内の感染拡大などもあり、途中から職員を2グループに分けて対応。1グループと、2グループは絶対に接触しないようにし、どちらかのグループに感染者が出たとしても、もう一つのグループが業務を遂行できるようにしました。

確定申告や納付期限も延長され、実地調査も自粛傾向にあります。

では、7月から新事務年度がスタートしても、実地調査はこのまま自粛傾向が続くのでしょうか？



宮口 貴志 氏

税金・会計ニュースを他では読めない切り口で伝えるメディア「KaikeiZine」の編集長。税金の専門紙「納税通信」、税理士業界紙「税理士新聞」の元編集長で、現在は租税調査研究会の事務局長の傍ら、会計事務所ウオッチャーとしても活動。

「KaikeiZine」ホームページ ● <https://kaikeizine.jp/>

向が続くのでしょうか？
国税OB税理士の多くは、「東日本大震災などのときと同様に、平時のような税務調査は行わないだろう」と指摘します。過去最大の経済対策を行い、企業を救済していきこうという状況下、税務調査をできるような社会状況ではありません。

不正業種の常連が壊滅的経営状況

平成30事務年度の「不正発見割合の高い業種」1位は「バー・クラブ」、2位「外国料理」、3位「大衆酒場、小料理」、4位「その他の飲食」と、飲食店が上位を占めます。しかし、これら業種は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため営業自粛となり、厳しい経営状況に追い込まれています。壊滅的な経営状況の中では、税務調査もできないのが正直なところでしょう。

また、感染拡大のリスクがあることから、納税者と接触して行う実地調査は1年間、ほとんど実施されない可能性があります。「税務行政は、全国統一基準で行われるため、国税局ごとに調査方針が変わることはないため、調査自粛となれば、全国的な取り扱いとなる」（前出OB税理士）としています。

ただ、実地調査が行われる場合は、悪質もしくは非常に高い確率で申告誤りを指摘できるケースと考えられ、深度のある厳しい調査が行われることが予想されます。

一方で、増加が見込まれるのが「簡易な接触」です。これは、申告内容の確認を行った際に、計算間違いや税額控除等の適用誤りといった単純ミスなどが想定される法人に対して、書面や来署依頼などにより、申告書の自発的な見直しおよび提出の要請をするものです。平成30事務年度法人税・法人消費税等の簡易な接触は、4万3000件実施され、法人税では44億円の申告漏れ所得金額の是正が図られました。

いずれにしても、少なくともこの1年は、税務調査はほとんどなく、8月以降も会計事務所が調査対応で忙しくすることもなさそうです。

我が事務所の 顧問先紹介 (株)ノラワークスジャパン

真冬の北海道帯広で無農薬栽培されたマンゴーという、これまでの常識をくつがえすブランド「白銀の太陽」で注目を集めている(株)ノラワークスジャパン。

その挑戦の軌跡や思いについて、
税理士法人共明会計の野田 和宏所長が
同社の中川 裕之社長にインタビューしました。



中川 裕之社長(右)と
野田 和宏所長

宮崎のマンゴー農家との出会い

野田 和宏所長(以下、敬称略) まず、中川さんが真冬の北海道でマンゴー栽培に挑んだきっかけや経緯をあらためて伺いたいと思います。

中川 裕之社長(以下、敬称略) もともととは父が1975年に立ち上げた十勝産業(株)で貸倉庫事業や灯油販売事業などを営んでいたのですが、そのかたわら地元・帯広の町を活気づけよ

うと全国の「屋台村」の先駆けとなった新名所「北の屋台」を手掛けたり、2009年秋に農林水産省の支援で全国8都市で始まった都市住民のための移動型マルシェイベント「マルシェ・ジャポン・キャラバン」に参加したりと、さまざまな事業にチャレンジしてきました。そんな中、10年4月に宮崎県日南市で開催された「マルシェ・ジャポン・キャラバン in 日南」の懇親会でマンゴー生産農家の永倉勲さんと

出会ったのです。この出会いが「真冬のマンゴーづくり」のきっかけとなりました。

野田 永倉さんとはどんなお話をされたのですか。

中川 永倉さんは「真っ赤な完熟マンゴーをクリスマスの時期に売り出すのが夢なんだ」と力説してくれました。そして「そのためには6〜7月にハウス内の気温を下げなければならず、宮崎ではコストがかかり過ぎて採算が合わない。でも夏も冷涼な北海道でならそれができるはずだ」と話してくれたのですが、正直、当時の私は半信半疑でした。

ところがその3日後、実際に永倉さんの農園を見学しに行った時のことです。北海道で生まれ育ったため、スーパーでしか果物を見たことがなかった私は、ハウス内にたわわに実る見事なマンゴーを目の当たりにして衝撃を受けました。そして「永倉さんの助けがあれば、北海道でもこの光景を実現できるに違いない」と確信し、新たな事業に乗り出す決意を固めたのです。

野田 周囲の賛同は得られましたか。

中川 方々に「冬の帯広に新たな名物を」と話してまわったものの、最初は誰も相手にしてくれませんでした。しかし01年にたくさんの飲食屋台が軒を



ハウスは現在3棟



真冬の北海道に真っ赤に実るその姿が話題に



「世界一のマンゴー」とも称されている「白銀の太陽」

連ねる「北の屋台」を構想した時も、最初は周囲の反応は「この寒い帯広で屋台なんて流行るはずがない」というものでしたが、フタを開けてみれば大好評で現在も人気スポットとして賑わっています。だから私は諦めずに準備を進めました。そしてある時、ベテラン生産者の永倉さんを宮崎から呼んで「いかにして北海道でマンゴーを育て、真冬の時期に実らせるか」を説明してもらったところ、「いけるかもしれない」と思う人がでてきて、最終的には11人から計550万円の出資を得て事業をスタートすることができたのです。その年の9月には、まだ木が1本もたっていない状況でブランド名「白銀の太陽」を商標登録し、永倉さんから譲り受けた10本の苗でマンゴー栽培を始めました。



冬季のハウス周辺は一面銀世界

1年半かけて栽培方法を確立

野田 栽培方法はどのように学んだのでしょうか。

中川 約1年半、宮崎に通って永倉さんの指導を受けたのですが、当初は現地の農業部会に馴染めず大変でした。宮崎では農家の人たちが何十年も試行錯誤と苦労を重ねてマンゴーの産地化、ブランド化に取り組んできたわけですから、突然、北海道からやってきた赤の他人をすんなりと受け入れられないのは当然です。でも永倉さんが味方になってくれましたし、毎月、勉強会や懇親会に出席して交流を重ねていくうちに、自分の思いや挑戦を農業部会の方々に理解してもらえるようになっていきました。そして翌年の夏には十勝に視察に来てもらい、いろいろとアドバイスを受けることもできました。こうした協力を得ながら、私は北海道でのマンゴー栽培の体制を整えていったのです。

野田 あらためて、中川さんが確立した生産体制について教えてください。

中川 真冬にマンゴーの実がなるよう、自然エネルギーの力によって外とハウス内の季節とを逆転させて栽培しています。具体的にいうと、まず冬には地元で湧出している温泉を活用して地中

のパイプに温水を巡らせ、土を温めることで「マンゴーにとつての夏」の環境をつくり出します。といっても温泉熱を利用するのは主に夜間だけで、マイナス25度まで気温が下がっても、日中は太陽熱だけでハウス内を十分あたためることがができます。一方で夏には、冬の間に積もった雪を融かした冷水によって地温を下げ、「マンゴーにとつての冬」の環境をつくり出します。こうすることで、11月後半から12月にマンゴーを完熟させられるのです。

十勝だからこその「白銀の太陽」

野田 「白銀の太陽」の味わいですが、非常に評判がいいですね。

中川 これまでに何度か試食会を実施し、地元の方や宮崎の農業部会のメンバーの皆さん、商工会議所の方たちも来てくれたのですが、「マンゴー特有のえぐみがなく、繊維質が繊細で舌触りがなめらか。甘みも実に濃厚」と皆さんから高評価をいただくことができました。また、沖縄産と宮崎産、海外産と食べ比べを行ったこともありましたが、多くの人が「『白銀の太陽』が一番おいしい」と太鼓判を押してくれました。

野田 生産に取り組み始めて2年目には三越伊勢丹で5万円以上の値がつい



温水・冷水を地中に循環させるための設備



毎年12月～1月に収穫適期を迎える



ハウス内の様子



出荷の際は気品ある化粧箱に詰めて

中川社長について

全国のさまざまな地域が試行錯誤して新しい特産品を創出し、そのブランド化や魅力化、情報発信などに苦慮している中、中川さんは「常識に捉われずにあらためて地域特性を見つめ直し、その土地だからこそできるものを育てたり、磨き上げたりすることが大事だ」と言います。独自の取り組みで従来にないオンラインワンブランドを確立した発想力と行動力には、驚かされます。

また、中川さんは地元青年会議所のメンバーが減少し継続が難しくなっていた伝統の餅つきの会を率先して引き継ぐなど、地域コミュニティを支える活動にも熱心に取り組んでいます。これからもぜひ、地域を代表するブランドとなった「白銀の太陽」で北海道十勝を盛り上げてほしいと思います。(野田先生)

税理士法人共明会計

所長 野田 和宏
所在地 北海道帯広市
西5条南27丁目2番地6
Tel. 0155-22-1314

株式会社ノラワークスジャパン

代表者 中川 裕之
設立 2011年
資本金 4210万円
事業内容 自然・再生エネルギー等を活用した農産物の生産・販売・栽培研究、新エネルギーの開発と研究
所在地 北海道帯広市
西2条南10丁目10かじのビル
URL <https://nora-works-jp.shop-pro.jp/>

たり、千疋屋との取引が始まったりと大いに注目を集め、多数メディアにも取り上げられました。なぜそれほどまでに高品質なものをつくれたのでしょうか。

中川 ひと言でいえば、北海道十勝の自然環境の賜物です。例えば宮崎のマンゴーの収穫時期はちょうど梅雨と重なるため果肉が湿気の影響を受けるし、害虫防除のための農薬も必要です。でも冬の北海道ではこうした心配とは一切無縁。果肉に余計なストレスがかからず、無農薬栽培なので、本来の果実の甘みが引き出され、繊維質も凝縮されるわけです。また、宮崎ではマンゴーの樹の背を高くしてたわわに実らせるのですが、私は成長を低木の状態に

とどめる沖縄流で栽培を行っています。沖縄は台風風によるマンゴーの樹木への影響を極力少なくするために枝を誘引し低木にしており、北海道の冬は日中の日照時間が短いため、全ての実に万遍なく日が当たるように沖縄流を採用することで、色彩が良く糖度が高くなるからです。

野田 なるほど、「白銀の太陽」は「北海道でできるはずがない」「マンゴーといえば夏」という常識を打ち破っただけでなく、「北海道十勝でつくるからこそ」の高付加価値を持ったオンラインワンブランドなのです。

中川 ありがとうございます。まさにそうしたところが、この「白銀の太陽」最大の特徴であり、強みとなっている

と自負しています。例えば伊勢丹本店のバイヤーの方から連絡をいただいた時も、ただ単に新奇性を強調したり高級路線で攻めるのではなく、「極寒地でいかにしてマンゴー栽培に取り組んでいるか、その現場を実際に見てもらい、『白銀の太陽』が実を結ぶまでのストーリーや価値を分かってもらった上で売ってほしい」と伝えたところ、すぐに現地に来てくれて、素晴らしい取引をすることができました。これからも「白銀の太陽」が持つブランドの価値を積極的に発信していきたいと思えます。

野田 今後のさらなる躍進が楽しみです。引き続き地域のためにご尽力ください。



宮崎の農業部会のメンバーたちとともに



中川氏がマンゴー栽培を始めるきっかけとなった、宮崎の農業部会の永倉氏



冬の間、木の皮を被せ断熱保存していた雪氷を活用

エヌエヌ生命の商品を活用した 顧問先のリスクマネジメント強化

ミロク会計人会連合会とエヌエヌ生命保険株式会社(以下、エヌエヌ生命)は、業務提携契約を結んでいます。
今回は、中小企業の事業継続を支援する同社の「生活障害保障型定期保険」を紹介します。

図1 「生活障害保障型定期保険」の3つのポイント

Point 1 保障

死亡時の保障だけでなく、**生活障害状態となった場合など、生存時の保障も充実**します。
お支払事由に該当し保険金の支払を受けた場合には、契約は消滅します。
死亡保険金と生活障害保険金の重複した支払はありません。

Point 2 保険種類変更

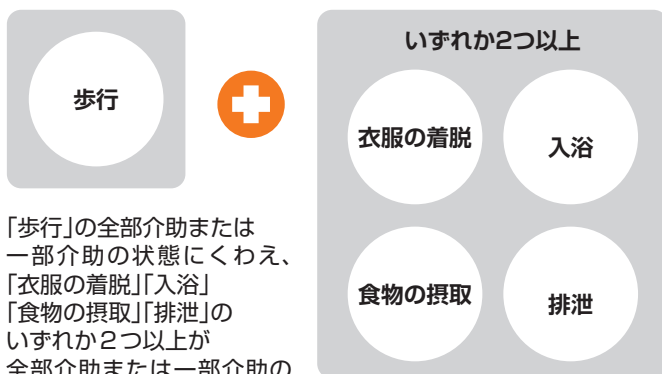
契約後でも、**保険種類を変更***できます。
期間途中、無診査で定期保険などへの変更ができます。
※保険料は変更時の被保険者の年齢および保険料率によります。その他、保険種類の変更に関しては諸条件があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Point 3 解約返戻金

急な資金ニーズには、解約返戻金の活用が可能です。

図2 「生活障害状態」の対象

1. 要介助



「歩行」の全部介助または一部介助の状態に比べ、「衣服の着脱」「入浴」「食物の摂取」「排泄」のいずれか2つ以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

2. 認知症

器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

「生活障害保険金」のお支払事由は、公的介護保険制度における要介護認定や身体障害者福祉法における身体障害者手帳の交付基準とは異なります。「生活障害保険金」のお支払事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●ご契約例

年齢・性別:50歳・男性／保険期間・保険料払込期間:73歳まで
保険料払込方法:年払／保険金額:1億円
年払保険料:1,543,400円

※記事内容はエヌエヌ生命プレミアレポートPLUSから引用しました

生活障害に対する保険の重要性

経営の根幹を担う経営者に万が一のことが起きたら、借入金の返済や運転資金の確保など、会社は多くの問題に直面します。会社は多くの問題に直面します。そのような場合に備え、既に生命保険で対策を講じている経営者の方も多いと思います。一方、万が一の場合と同様に、要介助・認知症といった生活障害状態で経営者が働けなくなったときも、経営者不在の影響から、売上減少、資金繰りの悪化と、

より幅広い「万が一」を保障

エヌエヌ生命が提供する「生

会社は大きなインパクトを受ける可能性があります。もし、既に生命保険で対応していたとしても、ご加入中の保険が死亡保障のみの場合、生活障害状態は保障されません。また、個人向けの医療・介護保険などで備えていても、治療費として必要な個人向けの医療・介護保険の保険金や給付金で、会社の経営を支えることができるでしょうか。

「生活障害保障型定期保険」には、図1のようなポイントがあります。死亡時だけではなく、生活障害状態となった場合など、生存時の保障も充実しており、更に、急な資金ニーズには解約返戻金の活用が可能です。

経営者の健康的な理由による「長期間」不在は、「想定外」の出来事です。経営の根幹を担う経営者には、生活障害状態に備えた大きな保障が必要ではないでしょうか？顧問先に安定した経営を継続していただくために、

一度ご検討してみたいかがで
しょうか？お問い合わせは、エ
ヌエヌ生命の各営業部までお願
いいたします。

※生活障害保険金は、所定の「高度障害状態」になられたとき、または、所定の「生活障害状態」に該当した日から180日以上継続し、終身回復が見込まれないと医師によって診断確定されたときのいずれかの場合にお支払いします。対象となる「生活障害状態」とは、図2の1 要介助または2 認知症のいずれかに該当したときをいいます。

※ご検討の際は「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、代理店登録がない先方につきましては保険募集できません。ご留意をお願いいたします。
承認番号:NN-S20/05136(内容改定時を除く) 有効期限:2023/06/30

「ミロク会計人会ホームページ」 「ACELINK NX-Pro」機能追加・改良一覧を更新

システム開発委員会では、単位会ごとにMJSシステムに関する会員からの要望や意見を収集し、システム改善について検討・提案しています。改善提案が反映された「ACELINK NX-Pro」の機能追加・改良一覧をミロク会計人会ホームページの「会員の部屋」に掲載しましたので、ご紹介いたします。本内容はTVSホームページからも閲覧できます。システムサポートのソフトウェア運用情報を選択し、分類「追加機能一覧」を検索してください。今回掲載された機能の一部をご紹介します。

●MJS AI 監査支援

「帳票チェック」をサポートする監査支援ツール「MJS AI 監査支援」を新規にリリースしました。会計大將の仕訳データおよび科目残高をチェックし結果のレポートを出力することができます。

●会計大將

区分記載請求書のレシート取込に対応しました。10%合計、軽減8%合計の金額をそれ

追加機能一覧の閲覧方法

TOPページ

右上「会員の部屋」をクリック

ログインページ

IDとパスワードを入力して「ログイン」をクリック

会員の部屋

左から3番目「会員向け情報」をクリック

会員の部屋

左サイドメニュー「ACELINK機能追加・改良一覧」をクリック

ぞれ読み取り、読取結果を画面で確認・訂正後に仕訳を作成することが可能となりました。

●電子申告

消費税申告書および所得税確定申告書システムで、保存された個人の「申告のお知らせ」から次の項目において、金額を取り込む機能を追加しました。

- ・消費税申告書「中間納付税額」「中間納付譲渡割額」
- ・所得税確定申告書「予定納税額（第1期分・第2期分の合計額）」

●給与計算

協会けんぽを使用している場合、都道府県別健康保険料率と介護保険料率を取り込みできるようになりました。

MJSからのお知らせ

本誌アンケートにお答えいただいた方に 抽選でプレゼントをお送りします

『税理士事務所CHANNEL』では、より充実した誌面づくりのため、本誌をご覧になられた皆様にアンケートへのご協力をお願いしています。

貴重な時間を割いていただきアンケートにお答えくださった方に御礼として、現在、QUOカード2000円分を抽選で5名様にプレゼントしております。

アンケートへの回答は、本誌に同封されている用紙だけではなく、WEBからもできます。ミロク会計人会のホームページ内、本誌紹介ページから回答フォームにアクセスでき、また、アンケート用紙と一部本誌内にQRコードを掲出していますので、スマートフォン等で読み取る

ミロク情報サービス 経営企画・広報グループ 行 FAX 03-5360-3430

2020年 6月

読者アンケートへのご協力をお願い

いつも本誌をお読みいただき、ありがとうございます。
より充実した誌面づくりのため、以下アンケートにご協力ください。

[1] 今号を読んで印象に残った記事はありましたか。(複数選択可)
該当する記事の□に印をおつけください。
□(1) 表紙 十巻記念のバック(写真タイトル)
□(2) シリーズ企画 消費税インボイス制度への事前対策
□(3) 事務所訪問 久保田佐和子事務所
□(4) 業界ワッチャーのトレンド情報NDW
□(5) 読者アンケートの開催を期し、株式会社/ラウクスジャパン
□(6) エキスパートの活用を期した顧問先のリスクマネジメント強化
□(7) ミロク会計人会からのお知らせ
□(8) ミロクシステム Q&A
□(9) リレーエッセイ

[2] 今号のシリーズ企画についてのご感想をお聞かせください。
(今号のテーマ：消費税インボイス制度への事前対策)

非常に興味を持った □ 興味を持った □ 普通 □ あまり興味を
持たなかった □ 興味がなく
読まなかった

[3] 今号のシリーズ企画に対するご感想をお聞かせください。(複数選択可)
□ 事務所経営に役立つテーマ □ 日々の業務に役立つテーマ □ 顧問先への情報提供に役立つテーマ
□ 読者の悩みや疑問の解消に役立つテーマ □ その他

[4] 本誌の内容はどのような面において役に立ちますか。(複数選択可)
□ 自身の経営 □ 日々の業務 □ 税務知識の収集 □ 顧問先への情報提供 □ 業務改善
□ 事務所に読み物として楽しんでいる □ その他

[5] 本誌に関するご意見、ご要望があればお聞かせください。(任意です)

※下記へのご記入は任意です。

ご回答者お名前(フリガナ) 貴事務所名
ご住所
お電話 () FAX ()

QRコードで
アクセスしたとき
WEBからも
回答できます

本誌に同封されているこちらのアンケート用紙からお答えいただくか、QRコードを読み込んでお答えください

抽選で5名様にQUOカード
2000円分をプレゼント!当
選結果は発送をもってかえ
させていただきます



ことでもアクセスできます。これまでにも企画案の要望をいただき、それが実際に「シリーズ企画」で特集されることになったり、既存のコーナーの内容や本誌のデザインに関する要望をいただき、読みやすい誌面づくりに反映されたりと、皆様の声により本誌は着実にブラッシュアップされてきました。

今後も皆様からのご意見、ご要望を積極的に取り入れ、より身近で、より事務所運営・業務に役に立つ誌面づくりに努めてまいります。アンケートへのご協力をぜひよろしくお願いいたします。

「有珠山」

北海道ミロク会計人会

北海道伊達市 栗橋 徳一



私の住んでいる北海道伊達市には有珠山^{うすざん}という活火山があります。20年前の2000年3月31日に噴火しました。その前の噴火は1977年で、大体20年から30年周期で噴火を繰り返しています。前回の噴火から20年です。前回の噴火からおかしくない時期に入ったという地元ニュースが最近流れました。

有珠山は標高737mで、ふもとには温泉街もあり世界ジオパークに認定されています。

子どもの頃から何度か登山に行ったことがある山です。小学生の頃、叔父といとこで遊びに行った帰りの下山中に後ろから走ってきた車が崖下に滑落したことがあります。すぐに3人で駆け付けましたが、幸い運転していた人は無事でした。しかし相当酔っ払っていました。かなり昔の話です。

そんな身近な山ですが、噴火前は必ず激しい地震がやってきます。電信柱がグラグラ揺れて非常に恐ろしい日々が数日続きます。噴火により私の関与先でも大きな被害を受けたところもありました。前回の噴火は3月31日でしたので、3月決算以降の法人税の申告などが延長されました。現在この原稿を書いているのが締切直前の4月初旬で、新型コロナウイルスによる影響で延長された所得税の確定申告の期限前です。なぜ、締切直前になってしまったのかというと、半年ほど前に原稿の依頼を受けたため、全く忘れていたからです。いや、机の横に「締切り4月初旬」と書いた付箋を貼った依頼文を置いていたので、たまに思い出してはいましたが、まだまだ先だし何か面白いことがあつ

たら、そのことをネタに書くとうと油断していたところ忘れてしまったのです。スマートフォンにスケジュール帳が4月に変わって「MJS」という予定が現れ思い出したので、書くことが特にない。そこで何かと縁のある有珠山をテーマにしました。

このエッセイが掲載される頃には、どうか新型コロナウイルスの感染が収束していることを心から願います。



身近な存在である有珠山の遠景です

表紙の写真



「十勝が丘公園のハナック」
(北海道河東郡音更町)

十勝が丘公園にある直径約18mという巨大な花時計「ハナック」。その秒針は10m10cmの長さがあります。かつてはギネスブック公認の世界最大の花時計だった時期もあったそうです。ハナックを彩る花は、春から秋の間に5回もの植栽が行われ、チューリップやパンジーなど約2万株もの美しい花が訪れる人々を魅了します。

MJSより

製品解説から経理体操まで
YouTubeで動画を配信中！



MJS YouTube
公式チャンネル

税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309
(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載



突然の 事業承継。 その時、 保険が力になる。

—— 有限会社 古田商会
取締役 古田千賀子

本当に突然でした。

主人が亡くなったのは。

昼までは普通に仕事をしていたのに、
夜に倒れてそのまま。

まさか主人が亡くなるなんて考えもせず、
会社を継ぐ準備も一切していませんでした。

それでもすぐに、

店は開けようと思っただけです。

店は主人にとって

一番大切なものでしたから。

主人がつくりあげた取引先を守るのか

不安もあるけれど、

これからの店は大事に

育て続けていきたいです。

「ほら、がんばってるよ」って。

見せられるように。

突然の事業承継。

それはだれにでも起こりうるもの。

もしもに備えて保険にできることはないか。

みなさまとともに考え、

日本の中小企業をサポートし続ける。

それが私たち、エヌエヌ生命です。



NN

中小企業サポーター
エヌエヌ生命

お問い合わせはエヌエヌ生命代理店営業推進部(03-6892-0693)または最寄りの営業部までお願いします。
※ 2020年5月7日より本社移転のため、上記電話番号に変更になります。